

議案第 39 号

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例（平成 20 年南あわじ市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 号中「第 22 条の 5」を「第 22 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (会計事務の処理)</p> <p>第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令第22条の5に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限</p>	<p>第1条～第8条 略 (会計事務の処理)</p> <p>第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令第22条の4に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限</p>	

